

運営規程

<(介護予防)訪問リハビリテーション>

医療法人社団渾深会

介護老人保健施設 鵠芭

<運営規定設置の主旨>

第1条

医療法人社団渾深会が開設する介護老人保健施設 鶴芭において実施する（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下、事業所）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

<事業所の目的>

第2条

- 1 事業所は要支援・要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう作成した(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものにできることを支援する。そして利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目的に、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法など必要なリハビリテーションを提供する。
- 2 以上を踏まえて、以下の法人理念を掲げる。

<法人理念>

- (1)困っている人を、医療介護を通して助ける
(多少のお節介を持って)
- (2)社員の生活を、雇用と育成を通し経済的に支え、事業を支えてもらう
(多少の厳しさを持って)
- (3)地域に根ざし、社会に参加し貢献する
(多少の融通を持って)

<運営の方針>

第3条

- 1 以下を事業所の運営方針とする。

<運営方針>

- (1)「できる。」自信と喜びを大切にします
- (2)「自立（自律）」した自宅での生活を目指します
- (3)「自己実現」できるように、新しいことへの挑戦を支援します

- 2 事業所では、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下、リハビリテーションを行い、居宅における生活への維持・継続を目指す。
- 3 事業所では、事業所が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 事業所では、地域社会の一員として地域にある当たり前の施設として、利用者が「安心」して「前向き」になれるようサービス提供に努める。
- 5 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 6 サービス提供にあたっては、利用者の立場に立ち懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してリハビリテーションやケアに必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 （介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、施設が得た利用者の個人情報については、介護・医療サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

<当事業所の名称及び所在地>

第4条

- 1 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設 鶴芭 |
| (2) 開設年月日 | 令和4年9月1日 |
| (3) 所在地 | 兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12 |
| (4) 電話番号等 | TEL 078-578-3371 FAX 078-578-3381 |
| (6) 介護保険事業者番号 | 2850580081 |

<従業員の職種、員数>

第5条

- 1 事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。
 - (1) 医師（管理者兼務）1人
 - (2) 理学療法士等 0.1人以上
 - (3) 事務員 1人

<従業者の職務内容>

第6条

- 1 前条に定める事業所の職務内容は、次のとおりとする。
- 2 管理者は、（介護予防）通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- 2 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- 3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図る。医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者が多職種協同により、（介護予防）訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成する。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得る。作成した計画は、利用者に交付する。（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーションのサービスを提供する。常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。それぞれの利用者について、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

<営業日時>

第7条

- 1 営業日は月～金曜日（祝日も営業、年末年始 12月29日～1月3日は除く）
- 2 営業時間は9：00～18：00
- 3 利用の相談、利用受付も上記営業時間で対応する

<営業範囲>

第8条

- 1 通常事業の実施地域は、神戸市兵庫区全域、長田区の一部、中央区の一部、須磨区の一部、北区の一部とする。詳細は以下の通りとする。
 - (1) 兵庫区全域
 - (2) 長田区の一部（下記を除く地域）
野田町 4~9 丁目、海運町 2~8 丁目、本庄町 2~8 丁目、長楽町 2~7 丁目、浪松町 2~6 丁目、駒ヶ林南町、日吉町 1~6 丁目
 - (3) 中央区の一部（下記の地域）
楠町 1~8 丁目、橘通 1~4 丁目、多聞通 1~5 丁目、中町通 1~5 丁目、古湊通 1~2 丁目、相生町 1~5 丁目、東川崎町 1~7 丁目、弁天町、波止場町、新港町、海岸通 1~6 丁目、栄町通 1~7 丁目、元町通 1~7 丁目、元町高架通、三宮町 1~3 丁目、明石町、西町、前町、播磨町、浪花町、伊藤町、江戸町、東町、花隈町、北長狭通 1~8 丁目、下山手通 1~9 丁目、中山手通 1~8 丁目、山本通 1~5 丁目、諏訪山町、再度筋町、北野町 1~4 丁目、加納町 1~6 丁目
 - (4) 須磨区の一部（下記の地域）
常磐町 1~4 丁目、千歳町 1~4 丁目、大池町 1~5 丁目、寺田町 1~3 丁目、大田町 1~8 丁目、戎町 1~6 丁目、大黒町 1~5 丁目、平田町 1~5 丁目、飛松町 1~5 丁目、前池町 1~6 丁目、菊池町 1~2 丁目、宝田町 1~3 丁目、養老町 1~3 丁目、川上町 1~3 丁目、神撫町 1~5 丁目、永楽町 1~3 丁目、禅昌寺町 1~2 丁目、明神町 1~5 丁目、板宿、板宿町 1~3 丁目、妙法寺
 - (5) 北区の一部（下記の地域）
ひよどり台南町 1~4 丁目

<（介護予防）訪問リハビリテーションサービス内容>

第9条

- 1 （介護予防）訪問リハビリテーションは、通所が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- 2 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

- 3 以下の加算項目を実施する。
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(B)イ
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・サービス提供体制強化加算(I)
 - ・サービス提供体制強化加算(II)

<利用者負担の額>

第10条

- 1 (介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 3 (介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 4 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。
- 5 次条に定める通常事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。通常事業の実施地域を超える場合、1kmごとに50円を追加徴収する。
- 6 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 (介護予防)訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した(介護予防)訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

<身体の拘束等>

第 11 条

事業所の（介護予防）訪問リハビリテーションは、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

<虐待対策等>

第 12 条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを神戸市に通報するものとする。

<事故発生の防止及び緊急時の対応>

第 13 条

- 1 事業所は、（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

<守秘義務及び個人情報の保護>

第14条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則に基づき制裁処分を行うものとする。

<業務継続計画の策定等>

第15条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

<苦情処理体制>

第16条

- 1 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
- 2 特に当事業者に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。
- 3 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
- 4 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず利用者へ対応内容等の結果報告を行う。（時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。）

<ハラスメント>

第 17 条

- 1 事業所は、適切な（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

<その他運営に関する重要事項>

第 18 条

- 1 （介護予防）訪問リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団渾深会介護老人保健施設 鶴芭の運営会議において定めるものとする。
- 2 （介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録はサービスが終了した日から 5 年間保管する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団渾深会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

<付則>

この運営規程は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。

令和 4 年 12 月 1 日 一部改正